

## 第7回 千葉放課後連定期総会にあたって

千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会(千葉放課後連)  
会長 園山満也

2012年4月に放課後等デイサービスの制度が児童福祉法に位置づけられてから5年目に入ります。様々なハンディを持つ子どもたちの放課後が、たくさんの課題を抱えながらも、一步一步前進してきていることはこの制度を支えている事業所スタッフの皆さんの努力の賜物です。この制度がなかった時代の子どもたちや保護者の非常に厳しい状況を知っている私にとってこの制度のもたらす画期的な成果に本当に心が揺さぶられるのです。

私はこの制度の成立に大きな影響のあった「障害のある子どもの放課後保障全国連絡会」(全国放課後連)の会長もやっておりますが・・・今や実際のところは皆さんに抱えられている「神興」に過ぎないのですが・・・この運動に関わってこられたことは私の人生にとって大きな誇りでもあります。

今、もしこの制度ができず、様々なハンディをもつ子どもたちの放課後や長期の休みが以前のように厳しい状況が続いていたと想像するだけで背筋が寒くなるのは私だけでしょうか？

さて、私はこの制度の成立は1979年(昭和54年)の養護学校の義務制に匹敵するほどの大きな成果だと述べたことがあります。しかし、その意義にふさわしい中身をどのように作っていくかという大きな課題に直面しています。

この制度ができて僅か丸4年で全国9600余りの事業所が出でき、14万3000人の利用者が存在する状況が如実に示しているように、この分野の施策が、たくさんのニーズがあったにも関わらず、不十分であったことを雄弁に物語っています。

さて、厚生労働省は現在の「放課後等デイサービス」事業の現状を「玉石混交」と表現しています。学校教育のように法体系がしっかり決まっている分野では一定の質が保障されるでしょうが、放課後等デイサービスの分野は大きな自由度があります。このことは一方で事業者が持つ理念を自由に追求できるという積極側面があると同時に他方では野放図に何をやってもいいとなる可能性も持っています。

事業者の中には、この放課後等デイサービスの事業をビジネスチャンスと位置づけているところもあるようですが、そもそも放課後等デイサービスの事業は何を目的にして生まれたのか、どのようなことが期待されているかをしっかり踏まえた事業所運営が行われることが大切なのではないでしょうか。ひとりひとりの子どもたちが大切にされ、豊かな経験を積み、社会人として自立できる人格を持てるような取り組みが期待されています。多くの事業所で働く皆さんの知恵と努力が結集され、より良い方向が模索できるように力をあわせましょう。